

第587回茨城県内水面漁場管理委員会 次第

日時：令和3年4月14日（水）

午後2時から

場所：県三の丸庁舎3階 共用会議室A

1 開 会

2 あいさつ

3 議長選出

4 出席委員報告

現員 10名、出席委員 名、欠席委員 名

5 議事録署名人の選出について

委員 委員

6 議 題

第1号議案 たねうなぎ特別採捕許可について（諮問）

第2号議案 令和3年度年間事業計画について

7 報告事項

（1）遊漁を活用した地域活性化推進事業について

8 そ の 他

9 閉 会



資料No. 1

漁 諮 問 第17号

茨城県内水面漁場管理委員会

たねうなぎの特別採捕について、別紙のとおり許可したいので、茨城県内水面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第74号）第41条第9項の規定により意見を求める。

令和3年3月29日

茨城県知事 大井川 和彦



(別紙)

質問の内容

1 許可申請者

茨城県神栖市日川3744 常陸川漁業協同組合

2 許可する理由

県内河川、湖沼放流用種苗供給のため

3 許可しようとする内容

(1) 採捕する水産動物の名称 及び数量	たねうなぎ 100kg以内
(2) 適用除外の条項	茨城県内水面漁業調整規則 第30条第1項第10号(竹筒) 〃 第15号(笹浸) 第33条(全長制限) 第34条第2号(手縄網)
(3) 採捕の区域	茨内共第2号共同漁業権の漁場区域
(4) 採捕の期間	5月1日から10月31日まで
(5) 使用漁具及び漁法並びに 統数	うなぎ手縄網 1カ統 うなぎ笹浸 1カ統 竹筒 21カ統
(6) 採捕に従事する者の住所 及び氏名	
(7) 使用船舶	21隻
(8) 許可有効期間	令和3年5月1日から令和3年10月31日まで

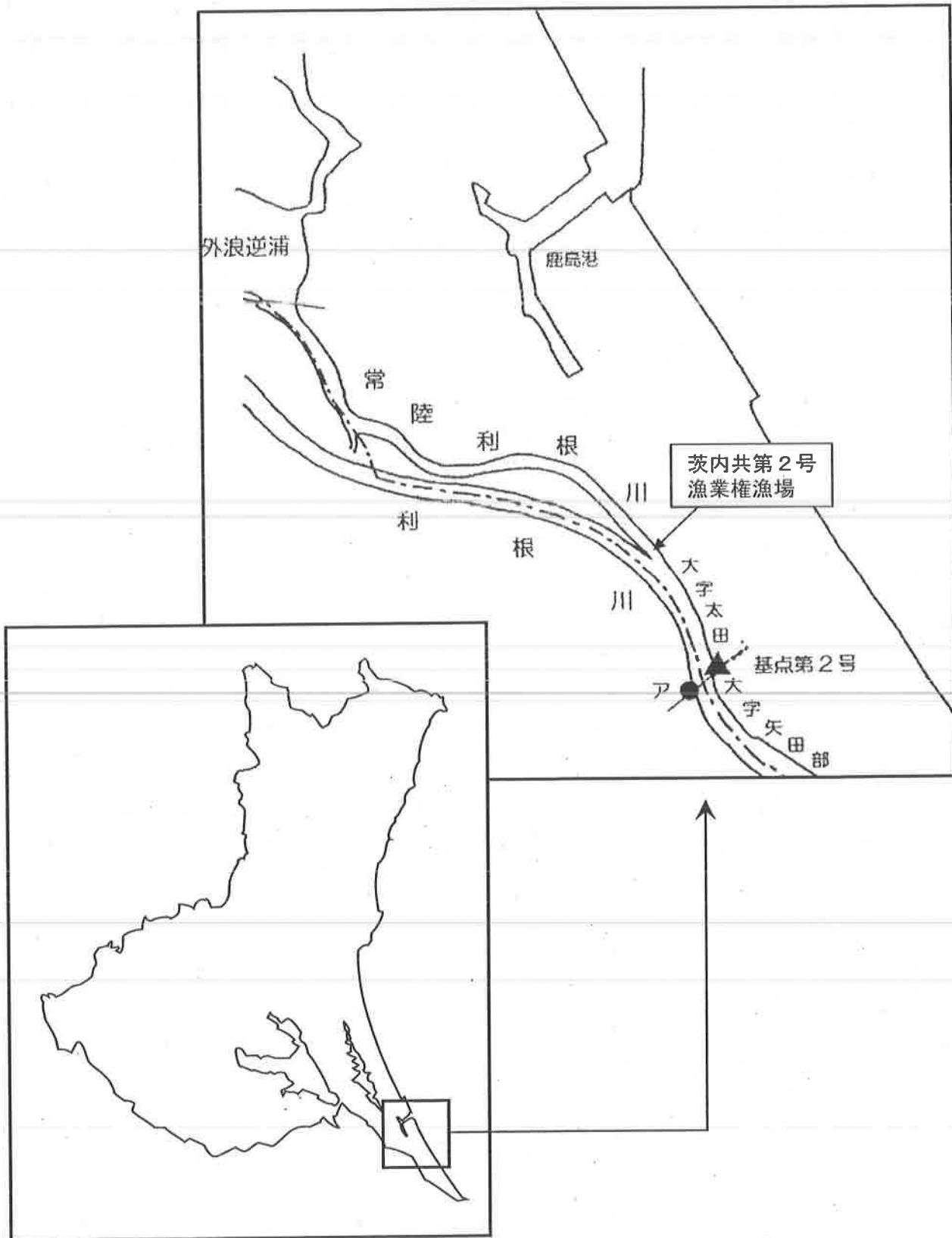
4 制限又は条件

- (1) うなぎ手縄網によって特別採捕を行う場合は、日出から日没までの間とする。
- (2) 特採許可を受けた者は、採捕従事者に対し、本人の写真を貼付した特別採捕従事者証を交付しなければならない。
- (3) 採捕従事者は、特別採捕に際しては、(2)の採捕従事者証を携帯しなければならない。
- (4) 採捕する場合には、ゼッケンを着用しなければならない。
- (5) 特採許可を受けた者は、知事が採捕の状況について中間報告を求めた場合、これに応じなければならない。
- (6) 特採許可を受けた者は、知事が出荷先及び出荷数量について報告を求めた場合、これに応じなければならない。

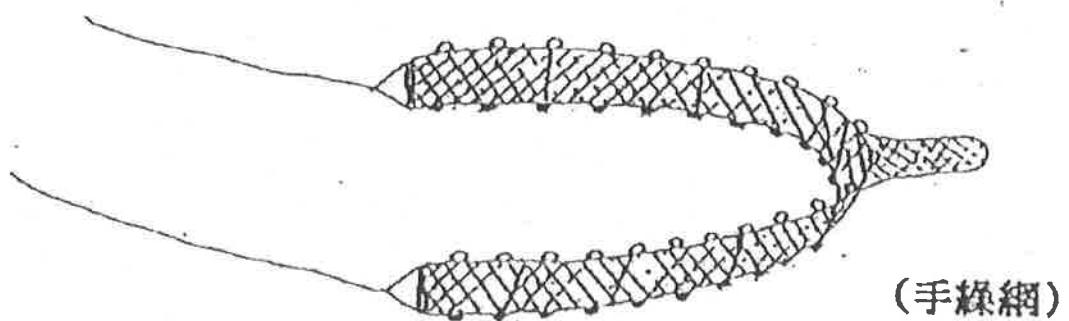
- (7) 船舶の航行を妨げてはならない。
- (8) 採捕従事者又は採捕補助者（以下「採捕従事者等」という。）が特採許可の内容に違反したときは、この特採許可の全部又は一部を取り消し、又は制限することがある。
- (9) この特採許可により採捕したうなぎ種苗については、輸出貿易管理令に基づく場合を除き、国外への輸出を禁じる。
- (10) 笹浸は、採捕従事者1ヶ統当たりが使用できる笹束の数は200束以内でなければならない。
- (11) せんは、採捕従事者1ヶ統当たりが使用できるせんの数は500個以内でなければならない。
- (12) 竹筒は、採捕従事者1ヶ統当たりが使用できる筒の数は2,000本以内でなければならない。

採捕の区域（茨内共第2号）

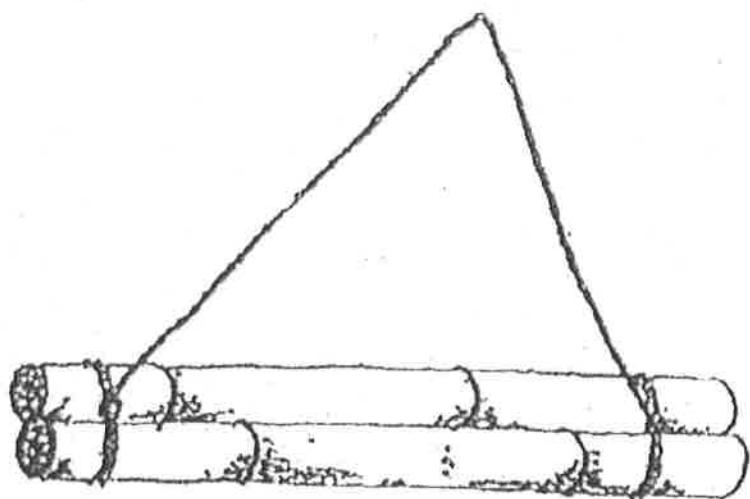
利根川及び常陸利根川



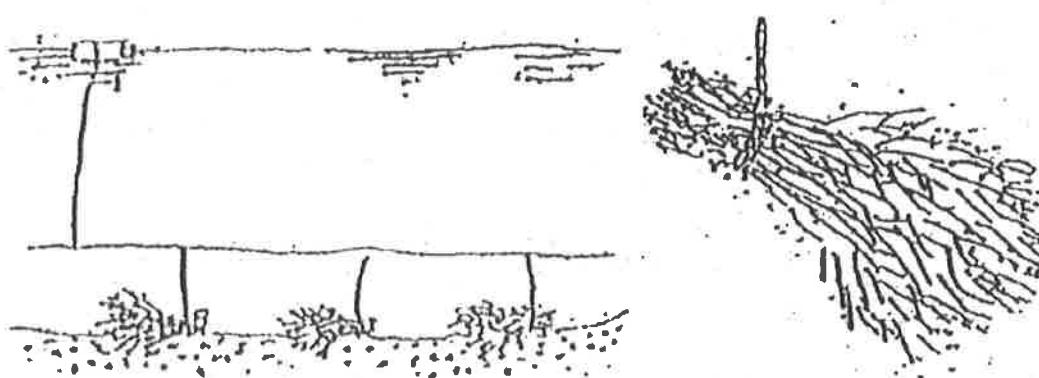
【参考資料】



(手縄網)



(竹筒)



(笹浸し)

誓 約 書

今回、申請した「たねうなぎ特別採捕許可申請」について、常陸川漁業協同組合と水資源開発公団が締結した、霞ヶ浦開発事業に伴う漁業補償契約書（昭和49年12月25日付）第6条及び利根川河口堰設置に伴う漁業補償契約書（昭和43年7月1日付）第3条の主旨を踏まえ、今後当該事業に起因し、漁業被害が発生した場合でも異議求償を一切行わないこと、並びに災害発生等緊急事態の場合、この漁業に関し、河川管理者から操業中止又は漁場等の撤去の申し入れがあった場合その指示に従うことを誓約いたします。

令和 3年 3月 18日

常陸川漁業協同組合
代表理事組合長 多田悦章

茨城県知事 大井川 和彦 殿

うなぎ種苗の特別採捕許可取扱方針

(趣旨)

第1 茨城県内水面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第74号。以下「規則」という。）第41条第1項に規定する試験研究等の採捕許可のうち、国内での増養殖用におけるうなぎ種苗の採捕許可（以下「特採許可」という。）に関しては、規則の規定によるほか、この取扱方針の定めるところによる。

(定義)

第2 この取扱方針においてうなぎ種苗とは次の表に掲げるものをいう。

種類	定義
しらすうなぎ	全長6センチメートル未満のもの
たねうなぎ	全長6センチメートル以上 23センチメートル以下のもの

(適用範囲)

第3 この取扱方針は、内水面に適用する。

(許可の基準)

第4 特採許可は、次の表に掲げる条件を満たす者に対して適用する。

採捕区域	許可の対象者	採捕目的
共同漁業権漁場	漁業協同組合	(1) 河川放流用種苗 (2) 養殖用種苗

(採捕区域)

第5 特採許可により採捕できる区域は、特採許可を受けた者が免許を受けている共同漁業権漁場の区域内とする。

(採捕の期間)

第6 特採許可により採捕できる期間は、次の表に掲げる期間とする。

種苗の種類	採捕期間
しらすうなぎ	12月1日から翌年4月30日まで
たねうなぎ	5月1日から10月31日まで

(採捕従事者等)

第7 特採許可を受けた者が、特別採捕に従事する者（以下「採捕従事者」という。）を

選定する場合は、当該組合の所属組合員であって、かつ、規則第10条第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しない者でなければならない。なお、採捕従事者は、採捕を補助する者をおくことが出来る。

(使用漁具)

第8 採捕に使用する漁具は、うなぎ手線網、ふくろ網のうち長ぶくろ網並びに掛ぶくろ網、すくい網のうち火光利用すくい網、ひき網、笹浸、せん及び竹筒とし、統数について別途定める。

(許可の申請)

第9 特採許可を受けようとする者は、規則に定める申請書に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 採捕の区域図
- (2) 採捕した種苗の供給計画書
- (3) その他必要と認める書類

(申請の時期)

第10 特採許可を受けようとする者は、原則として採捕実施予定日の50日前までに申請しなければならない。

(制限又は条件)

第11 特採許可に際しては、次の制限又は条件をつける。

- (1) 特採許可を受けた者は、採捕従事者に対し、顔写真を貼付した別記様式第1号の特別採捕従事者証（以下「従事者証」という。）を交付しなければならない。
- (2) 採捕従事者は、特別採捕に際しては前号の採捕従事者証を携帯しなければならない。
- (3) 採捕する場合には、別記様式第2号のゼッケンを着用しなければならない。
- (4) 特採許可を受けた者は、知事が採捕の状況について中間報告を求めた場合、これに応じなければならない。
- (5) 特採許可を受けた者は、知事が出荷先及び出荷数量について報告を求めた場合、これに応じなければならない。
- (6) 船舶の航行を妨げてはならない。
- (7) 採捕従事者又は採捕補助者（以下「採捕従事者等」という。）が特採許可の内容に違反したときは、この特採許可の全部又は一部を取り消し、又は制限することがある。
- (8) この特採許可により採捕したうなぎ種苗については、輸出貿易管理令に基づく場合を除き、国外への輸出を禁じる。
- (9) 国内全ての養殖場におけるほんうなぎ池入量が国告示の上限数量に達し、国よりしらすうなぎの採捕を停止する措置を求められた場合には、これに応じなければならない。
- (10) その他必要と認める事項

(報告)

第12 規則第41条第5項に基づく報告は許可期間終了後1ヵ月以内とする。

(採捕従事者等が違反した場合の措置)

第13 特別採捕の許可を受けた者が特別採捕許可の内容に違反した場合は、規則に定めるもののか、次の措置を行う。

採捕従事者等が違反して特別採捕を行った場合には、違反の事実が確認された日から当該採捕期間満了日まで採捕従事者等から除外する。また、悪質な違反の場合は、次年度の特採許可にあたり、採捕従事者等として認めない。

(委 任)

第14 この方針の施行に関し、必要な事項は、要領で定める。

付 則

1 この方針は、昭和52年11月19日から施行する。

2 次の方針は、廃止する。

(1) うなぎ種苗の特別採捕許可等に関する取扱方針（昭和52年 4月19日施行）

(2) たねうなぎの特別採捕許可等に関する取扱方針（昭和52年 4月19日施行）

付 則

1 この方針は、平成12年11月8日から施行する。

付 則

1 この方針は、平成18年10月6日から施行する。

付 則

1 この方針は、平成26年10月16日から施行する。

付 則

1 この方針は、平成27年11月17日から施行する。

付 則

1 この方針は、令和3年3月17日から施行する。

様式第1号

令和 年度 ○○○特別採捕従事者証

1 従事番号 第 号

2 使用漁具及び統数

3 使用船舶 (1) 船名 (2) 漁船登録番号 (3) 総トン数
(4) 推進機関の種類及び馬力数

4 採捕従事者及び採捕補助者

	住 所	氏 名	年 齢 性 別	写 真
採捕従事者				
採捕補助者				

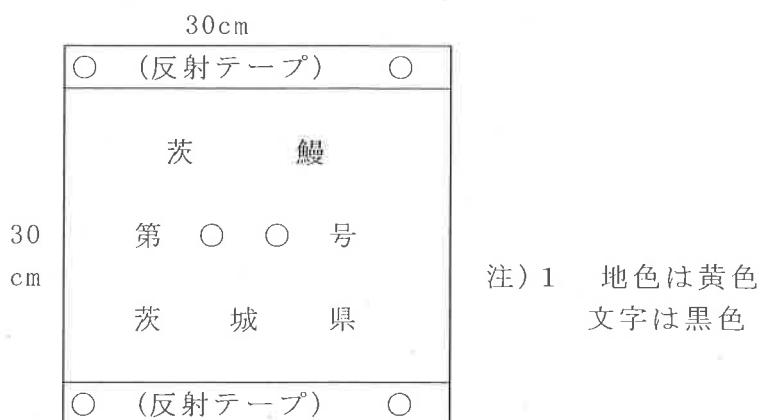
5 採捕の区域

6 採捕従事期間

7 採捕従事条件

- (1) 採捕従事者は、特別採捕に際しては採捕従事者証を携帯しなければならない。
- (2) 採捕に際しては、船舶の航行を妨害してはならない。
- (3) 採捕従事者又は採捕補助者が特採許可の内容に違反したときは、この特採許可の全部又は一部を取り消し、又は制限することがある。
- (4) 採捕する場合には、別記様式第2号のゼッケンを着用しなければならない。

様式第2号



(参考)

内水面漁業調整規則第41条第2項第4号の使用船舶及び
第8号の採捕に従事する者の住所及び氏名の記載例

採捕に従事する者の 住所及び氏名		使用船舶						採捕従事者を補助する者 の住所及び氏名	
住 所	氏 名	船 名	漁船登録 番号	総トン 数	推進機関 の種類及 び馬力数	所有者 氏名	住 所	氏 名	
○○○○	○○○○	○○	○○	○○	○○○	○○	●●●●	●●●●	
							△△△△	△△△△	
							□□□□	□□□□	
							◆◆◆◆	◆◆◆◆	
○○○○	○○○○	○○	○○	○○	○○○	○○	●●●●	●●●●	
							△△△△	△△△△	
							□□□□	□□□□	
							◆◆◆◆	◆◆◆◆	

たねうなぎの特別採捕許可要領

(昭和 52 年 11 月 19 日制定)

改正 平成 24 年 2 月 15 日

(趣旨)

第 1 この要領は、たねうなぎの特別採捕のため、うなぎ種苗の特別採捕許可取扱方針（昭和 52 年 11 月 19 日施行。以下「方針」という。）の適用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可の対象者)

第 2 特別採捕は、次の表に掲げる条件を満たす者に対して許可する。

採 捕 区 域	許 可 対 象 者	採 捕 目 的
利根川本流	はさき漁業協同組合	(1) 河川放流用種苗
利根川及び常陸利根川	常陸川漁業協同組合	(2) 養殖用種苗
涸沼川	大涸沼漁業協同組合	

(採捕数量)

第 3 特別採捕により採捕できる数量は、許可の対象者ごとに次の事項を勘案して定めるものとする。

- (1) 前年度の採捕状況及び供給状況
- (2) 当該年度の需給状況
- (3) 資源状況

(漁具の種類及び統数)

第 4 特別採捕により使用できる漁具の種類及び統数の最高限度は、許可の対象者ごとに定め、次の表に掲げるとおりとする。

許可の対象者	漁具の種類	統 数
はさき漁業協同組合	うなぎ手縄網	39
	せん	6
	竹筒	5
常陸川漁業協同組合	長ぶくろ網	5
	うなぎ手縄網	13
	笹浸	12
	せん	5
	竹筒	30
大涸沼漁業協同組合	笹浸	77
	せん	5

(採捕の区域)

第5 特別採捕により採捕できる区域は、次の表に掲げる区域とする。

許可の対象者	採 捕 の 区 域
はさき漁業協同組合	利根川のうち茨内共第1号共同漁業権の漁場区域
常陸川漁業協同組合	利根川及び常陸利根川のうち茨内共第2号共同漁業権の漁場区域
大涸沼漁業協同組合	涸沼を含む涸沼川のうち茨内共第14号共同漁業権の漁場区域

(漁具の制限)

第6 特別採捕に使用することができる漁具の規模は、次の表に掲げる範囲とする。

漁具の種類	規 模 の 範 囲
長ぶくろ網	一張りの規模は袖網の片袖が仕立上がり全長30メートル以内、ふくろ網の仕立上がりが全長36メートル以内のもの。 上記の規模の長ぶくろ網一張りを1カ統と称する。
笹 浸	1統に使用する笹束の最高限度は200束
せ ん	1統に使用するせんの最高限度は500個
竹 筒	1統に使用する筒の最高限度は2,000本

第7 前項に規定する漁具の規模は、許可の制限又は条件として付加する。

(採捕従事者数)

第8 特別採捕により採捕に従事する者の数は、漁具の種類ごとに定め、次の表のとおりとする。

許可の対象者	漁具の種類	従事する者の数
はさき漁業協同組合	うなぎ手縄網	39
	せん	6
	竹筒	5
常陸川漁業協同組合	長ぶくろ網	5
	うなぎ手縄網	13
	笹浸	12
	せん	5
	竹筒	30

大淵沼漁業協同組合	笹浸	77
	せん	5
	竹筒	45

第9 前項に規定する採捕に従事する者の数は、許可の制限又は条件として付加する。

(採捕の制限)

第10 うなぎ手縄網によって特別採捕を行う場合は、日出から日没までの間とする。

第11 前項に規定するうなぎ手縄網の採捕の制限は、許可の制限又は条件として付加する。

(申請書の添付書類)

第12 方針第9に定める「その他必要と認める書類」は、誓約書（別記様式）とし、はさき及び常陸川漁業協同組合に提出を課する。

付 則

この要領は、昭和52年11月19日から施行する。

付 則

この要領は、昭和59年3月21日から施行する。

付 則

この要領は、昭和17年4月26日から施行する。

付 則

この要領は、平成20年5月8日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年2月15日から施行する。

(別記様式)

誓 約 書

今回申請した 漁業については、 漁業協同組合等と水資源開発公
団が締結した、霞ヶ浦開発事業に伴う漁業補償契約書（昭和 年 月 日付）
第 条及び利根川河口堰設置に伴う漁業補償契約書（昭和 年 月 日
付）第 条の主旨を踏まえ、今後当該事業に起因し、漁業被害が発生した場合でも
異議求償を一切行わないこと並びに災害発生等の緊急事態の場合、この漁業に関し、
河川管理者から操業中止又は漁場等の撤去の申し入れがあった場合その指示に従う
ことを誓約致します。

令和 年 月 日

申請者 住 所 印
氏 名

茨城県知事

殿

資料編 2

茨城県内水面漁場管理委員会 令和3年度年間事業計画案

(注) ●…審議事項
□…報告書
◇…会議

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
茨城県内水面漁場管理委員会	委員会			委員会	委員会	委員会		委員会			委員会	
	<ul style="list-style-type: none"> ● たねうなぎ特別採捕許可について(諮問) ● R3年間事業計画について □ 遊漁を活用した地域活性化推進事業について 			<ul style="list-style-type: none"> ● さけ特別採捕許可について □ サケ資源有効利用調査について □ R3全国内水面漁場管理委員会連合会中央提案の提出結果について □ 茨城県におけるアユの調査報告 	<ul style="list-style-type: none"> ● さけ特別採捕許可について(諮問) □ R3全国内水面漁場管理委員会連合会中央提案の提出結果について 	<ul style="list-style-type: none"> ● しらすうなぎ特別採捕許可について ● R4全国内水面漁場管理委員会連合会中央提案に対する意見について □ 漁業権にかかる資源管理状況等について □ 久慈川アユ友釣り教室の結果について □ 河川におけるコクチバスの状況について 		<ul style="list-style-type: none"> ● しらすうなぎ特別採捕許可について(諮問) □ R3全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会の結果等について □ 採捕の許可の更新について <ul style="list-style-type: none"> ・ぼらまき網 ・流しさし網 ・かにかご ・かに網 			<ul style="list-style-type: none"> ● 久慈川支流里川における水産動物の採捕禁止区域・期間について(委員会指示) ● R4目標増殖量について(公示) □ サケ資源有効利用調査の結果について 	
全国内水面漁場管理委員会連合会											◇ 目標増殖量協議会 （水戸・土浦の） 2地区で開催	
		◇ 通常総会 (東京)				◇ 研修会 (東京)	◇ 東日本ブロック協議会 (東京)					

令和3年4月14日

遊漁を活用した地域活性化事業について

茨城県農林水産部水産振興課

1 目的

天然アユを活用した県北地域の活性化を図るため、釣り教室の開催による遊漁者の増加、アユの活用に関する今後の展開方策の検討等を行う。

2 事業期間、予算額

事 業 期 間：令和元年度～令和3年度

令和3年度予算額：1,958千円

3 令和元年度から2年度の事業内容

(1) アユ友釣り教室の開催

- ・大子町、常陸大宮市において、令和元年8、9月に計5回開催
- ・参加者81名（年齢層：小学生～70代、男女別：男性66名 女性15名、居住地域：県内73名 県外8名）
- ・釣果は一人平均3尾であり、参加者から好評だった。

(2)-① 久慈川産天然アユ活用実態調査（委託）

内容：アユ利用者（飲食店、おとりアユ店等）に対して利用実態の聞き取り結果

- ・自家消費としての利用が多かったが、それ以外にもアユ採捕者と地元飲食店等との相対取引で年間700kg程度が取引されている実態があった。
- ・天然アユの集荷・出荷体制が構築されれば、地域振興につながる資源としてアユが活用できる可能性がある。

(2)-② 遊漁者アンケート調査（委託）

内容：遊漁者へのアンケートによるアユ買取制度の意向調査、アユ取扱店（飲食店）の意向調査

結果

- ・遊漁者へのアンケートの結果、半数が買取を希望したことから、買取制度があれば遊漁者の増加も期待できる。
- ・アユ取扱店では、久慈川産天然アユが価値ある食材（季節感、地元感、高級感がある）として提供されていた。

(2)～(3) 流通実証試験（委託）

内容：遊漁者、採捕者から天然アユを集荷・買取して、地元で消費することを試験的に実施した。

結果

- ・天然アユを 140kg 集荷し、地元で消費者に天然アユ料理(塩焼き)を提供してアンケート調査を行った。
- ・アンケート回答者 264 名の 9 割以上が「おいしい、また食べたい」との高評価であった。

(3) 久慈川産天然アユ地域活性化検討会(令和 3 年 3 月開催)

構成：漁協、内水面漁連、商工会、観光協会、公社、採捕者、流通事業者、町、県

内容

「遊漁者を増やす方策」についての検討会

- ・友釣り教室の開催方法の見直し（参加費は令和元年度補助事業により 2,000 円だが、同じ内容で自主事業では 10,000 円以上）
- ・さらなる遊漁者増加のための友釣り以外の手法（ルアー釣り）の導入に向けた検討

「アユ活用拡大方策」についての検討会

- ・天然アユ集荷方法や品質のよいアユを集めるための集荷の取扱い基準の検討

4 令和 3 年度の計画

(1) アユ友釣り教室の開催と見直し

- ・遊漁者を増やすため友釣り教室の開催（6～9 月予定）
- ・令和 4 年度以降の教室開催に向けた運営方法の改善
 - ・インストラクターの割合を下げる、参加費の値上げ、平日開催、参加者への追跡調査

(2) アユルアー釣り導入の検討

- ・組合員のルアー釣り大会を開催し、その様子をホームページ等に載せて PR。

(3) アユ流通拡大の取組の継続

- ・令和 2 年度に実施した試験流通の継続・拡大
- ・品質のよいアユを集めるための集荷基準づくり
例：キズ(腹側)のあるアユは安く買上げる。釣ったアユは砂抜き蓄養を行う。
蓄養後は鮮度を保つため低温に保管し冷凍する。おとりアユは買上げしない。
事前に登録した遊漁者等からのみ集荷する。等

(4) 久慈川産天然アユ地域活性化検討会の開催

- (1)～(3)の取組をふまえ、遊漁者を増やす方策、アユ活用拡大方策を検討する。